

## 4年次編入生用 本学の正科生(通学課程を含む)で修得した単位の個別認定について

過去に本学の正科生(通学課程を含む)で修得した単位がある場合に限り、必修科目など卒業要件に必要な科目や資格取得などに必要な科目の個別認定を受けることができます。個別認定の制度を利用される方は、以下の内容をご確認のうえ、添付の「2023年度 既修得単位個別認定申請書」に必要事項を記入し、他の出願書類と合わせて提出してください。

なお、2023年度入学の4年次編入学生に限り、カリキュラム移行期のため、本学部では社会福祉士国家試験受験資格および精神保健福祉士国家試験受験資格取得を希望する4年次編入学生の募集を行いません(ただし、実習、実習指導、演習科目の単位をすでに取得済の学生については出願可能です)。

### 1. 個別認定の上限単位について

本学で修得した単位の個別認定は、入学時に認定される「既修得単位の認定」の範囲内で行います。認定される単位の上限は次のとおりです。

入学・編入学年	認定される上限単位数
4年次編入学	一律92単位(うち20単位を上限にスクーリング単位としてみなします)

### 2. 個別認定の対象となる科目について

過去に本学で単位を修得した科目が分からない場合は、別途成績証明書をお取り寄せのうえ、ご確認ください。

#### ①本学の通信課程で正科生として単位を修得された方

個別認定の対象となる科目は、必修科目など卒業要件に必要な科目や資格取得などに必要な科目です(別紙申請書参照)。該当する科目がない場合は個別認定を受けられません。

**【注意】社会福祉士・精神保健福祉士資格指定科目の科目名称にご注意ください。**

法改正に伴い、社会福祉士・精神保健福祉士資格指定科目の科目名称が変わっています。みなさまが本学在学中に単位を修得した科目名・単位数とは異なる場合があります。下記の「読み替え表」をご確認ください。

#### <社会福祉士・精神保健福祉士資格指定科目で、科目名・単位数が異なる場合の科目読み替え表>

従前のカリキュラム	単位	個別認定される科目名(2014年度カリキュラム)	単位
医学概論	4	医学概論	2
社会福祉援助技術論 *4(注2)	8	社会福祉援助技術論Ⅰ *6	4
高齢者福祉論 *1	4 (注1)要2科目 単位修得	高齢者に対する支援と介護保険制度 *3	4
介護福祉論 *2			
障害者福祉論	4	障害者福祉論	2
児童福祉論	4	児童福祉論	2
医療福祉論	2	保健医療サービス	2
社会福祉援助技術論 *4	8 (注2)要2科目 単位修得	社会福祉援助技術論Ⅰ *6	4
精神保健福祉援助技術総論 *5		精神保健福祉相談援助の基盤 *7	4
社会福祉援助技術論Ⅰ *8	4 (注3)要2科目 単位修得	精神保健福祉相談援助の基盤 *10	4
精神保健福祉援助技術総論 *9			
精神科リハビリテーション学 *11	4 (注4)要2科目 単位修得	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ *13	4
精神保健福祉援助技術各論 *12		精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ *14	4
精神保健福祉論 *15(注5)	6	精神保健福祉に関する制度とサービス *16	4
		精神障害者の生活支援システム *17	2

(注1) 従前のカリキュラムにおいて\*1「高齢者福祉論」\*2「介護福祉論」の両科目を単位修得された方は、\*3「高齢者に対する支援と介護保険制度」の個別認定が可能です。

(注2) 従前のカリキュラムにおいて\*4「社会福祉援助技術論」\*5「精神保健福祉援助技術総論」の両科目を単位修得された方は、\*6「社会福祉援助技術論Ⅰ」\*7「精神保健福祉相談援助の基盤」の組み合わせでの個別認定が可能です。ただし、\*4「社会福祉援助技術論」のみ単位修得された方は、\*6「社会福祉援助技術論Ⅰ」のみの個別認定になります。\*5「精神保健福祉援助技術総論」のみ単位修得された方は、個別認定の対象になりません。

(注3) 2009年度以降入学生で、\*8「社会福祉援助技術論Ⅰ」\*9「精神保健福祉援助技術総論」の両科目の単位修得された方は、\*10「精神保健福祉相談援助の基盤」の個別認定が可能です。

(注4) 従前のカリキュラムにおいて\*11「精神科リハビリテーション学」\*12「精神保健福祉援助技術各論」の両科目を単位修得された方は、\*13「精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ」\*14「精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ」の組み合わせでの個別認定が可能です。

(注5) 従前のカリキュラムにおいて\*15「精神保健福祉論」を単位修得された方は、\*16「精神保健福祉に関する制度とサービス」\*17「精神障害者の生活支援システム」の組み合わせでの個別認定が可能です。

(注6) 従前に単位修得した科目と認定科目の単位数が異なる場合、差分については認定上限の範囲内で認定します。

### 【注意】社会福祉士指定科目における「演習・実習科目」の単位認定について

社会福祉士法改正に伴い、2009年度よりカリキュラムが変更されていますが、2009年度以降に入学され、在学中に「演習・実習科目」の単位を修得された方は、単位認定を受けられますので、申請を行ってください。

「演習・実習科目」該当科目＝「相談援助演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「相談援助実習指導Ⅰ・Ⅱ」「相談援助実習」

※旧カリキュラムの「演習・実習科目」は対象にはなりません。

「演習・実習科目」は、単位認定を行われても、卒業単位には算入されません。そのため、「既修得による単位認定」の内数には含まれません。

<資格科目（演習・実習科目）、2009年度以降に入学された方のみ対象>

認定される科目名	単位
相談援助演習Ⅰ	(2)
相談援助演習Ⅱ	(4)
相談援助演習Ⅲ	(4)
相談援助実習指導Ⅰ	(3)
相談援助実習指導Ⅱ	(3)
相談援助実習	(4)

### ② 本学の通学課程で単位を修得された方

前ページの「読み替え表」を参考に、同一科目名称または科目内容に類似性が認められる科目について申請を行ってください。該当する科目がない場合は個別認定を受けられません。

## 3. 個別認定の例示

### ● 4年次編入学の例

4年次編入学の場合、入学時に認定される「既修得単位（一律92単位）」の範囲で、個別認定を行います。

**例** 本学経済学部（通学課程）を卒業。在学中に個別認定の対象となる科目を6単位<sup>(\*)</sup>修得している場合。

※6単位の内訳…経済学(4)、社会学(2)

入学時に認定される既修得単位(92単位)【①+②】	
①包括認定 86単位	②個別認定 6単位(本学での修得単位)
	経済学(4)      社会学(2)

## 4. 注意事項

- ①申請された科目の個別認定については、審査を行います。審査の結果は可否通知後、Web上で行う履修登録時の「既修得認定単位」画面に表示されます。必ず確認してください。
- ②個別認定を受けた科目は、入学後に履修することはできません。また、「資格試験の合格等による単位認定」で申請することもできません。
- ③個別認定は原則として、編入する学年の度開講科目と単位数が同等以上の科目で、科目内容に類似性が認められる場合に限られます。また、複数の科目を合わせることにより、編入する学年の開講科目と同一内容と判断する場合があります。

# 2023 年度

## 既修得単位個別認定申請書

【日本福祉大学単位修得者用】

日本福祉大学福祉経営学部長 殿

以下のとおり、既修得単位の認定を申請いたします。

氏名

以前在学した時の学籍番号を記入してください（複数ある場合はすべて記入してください）

--	--	--	--

### ■ 申請内容

1. 認定を希望する項目に○を記入してください。

4 年次編入学	92 単位（うち 20 単位を上限にスクーリング単位としてみなします）
---------	-------------------------------------

2. 個別認定科目を申請してください。

個別認定を希望する科目の「希望」欄に○を記入してください。

※申請された科目の個別認定の可否については、審査を行います。

審査の結果は、Web 上で行う履修登録時に画面に表示されますので、必ず確認してください。

【個別認定対象科目】本学（通学・通信）で単位修得した科目のみ認定可能です。

認定される科目名	単位	希望	認定
福祉経営学論 (TN0771)	必	1	
スタートアップセッション (TN0772)	必	1	
医学概論 (TC0035、TN0344)	社精主	2	
心理学 (TC0030、TN0340)	社精主	2	
社会学 (TC0029、TN0339)	社精主	2	
社会福祉学 (TC0028、TN0338)	社精主	4	
社会福祉調査論 (TN0579、TN0323)	社主	2	
社会福祉援助技術論Ⅰ (TC0039、TN0324)	社	4	
社会福祉援助技術論Ⅱ (TC0040、TN0325)	社	4	
社会福祉援助技術論Ⅲ (TC0041、TN0326)	社	4	
地域福祉論 (TC0032、TN0342)	社精主	4	
福祉行財政と福祉計画 (TC0057、TN0775)	社精主	2	
福祉経営論 (TC0043、TN0329)	社	2	
社会保障論 (TC0033、TN0343)	社精主	4	
高齢者に対する支援と介護保険制度 (TC0042、TN0327)	社主	4	
障害者福祉論 (TC0036、TN0345)	社精主障	2	
児童福祉論 (TC0037、TN0346)	社主	2	
公的扶助論 (TC0031、TN0341)	社精主	2	
保健医療サービス (TC0044、TN0330)	社精	2	
就労支援サービス (TC0045、TN0331)	社	1	
権利擁護と成年後見 (TC0046、TN0332)	社精	2	
更生保護 (TC0047、TN0333)	社	1	
精神医学 (TN0798)	精	4	
精神保健学 (TN0801)	精	4	
精神保健福祉相談援助の基盤 (TN0802)	精	4	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ (TN0803)	精	4	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ (TN0804)	精	4	
精神保健福祉に関する制度とサービス (TN0805)	精	4	
精神障害者の生活支援システム (TN0806)	精	2	
民法 (TN0800)	主	4	
リハビリテーション医学 (TN0589)	主	2	
経済学 (TN0799)	主	4	
スポーツマネジメント (TN0813)	障	2	

認定される科目名	単位	希望	認定
ソーシャルワークと専門職 (TN0781)	社	2	
精神障害者と福祉実践Ⅰ (TN0833)	精	2	
精神障害者と福祉実践Ⅱ (TN0834)	精	2	
(注1) 相談援助演習Ⅰ (TE0017)	社	(注2) (2)	
(注1) 相談援助演習Ⅱ (TE0018)	社	2科目一括申請 (4)	
(注1) 相談援助演習Ⅲ (TE0019)	社	(4)	
(注1) 相談援助実習指導Ⅰ (TE0020)	社	(注3) (3)	
(注1) 相談援助実習指導Ⅱ (TE0021)	社	3科目一括申請 (3)	
(注1) 相談援助実習 (TG0006)	社	(4)	
(注1) (注3) 精神保健福祉援助演習Ⅰ (TE0012)	精	(2)	
(注1) (注4) 精神保健福祉援助演習Ⅱ (TE0013)	精	(4)	
(注1) 精神保健福祉援助実習指導Ⅰ (TE0014)	精	(注6) (2)	
(注1) 精神保健福祉援助実習指導Ⅱ (TE0015)	精	3科目一括申請 (4)	
(注1) 精神保健福祉援助実習 (TG0005)	精	(5)	

(注1) 「演習・実習科目」は、単位認定を行われても、卒業単位には算入されません。そのため、「既修得による単位認定」の内数には含まれません。  
 (注2) 「相談援助演習Ⅰ」「相談援助演習Ⅱ」2科目とも単位修得している場合のみ、申請可能です。  
 (注3) 「相談援助実習指導Ⅰ」「相談援助実習指導Ⅱ」「相談援助実習」は、3科目とも単位修得している場合のみ、申請可能です。  
 (注4) 「精神保健福祉援助演習Ⅰ」は、2012年度以降に「精神保健福祉援助演習」若しくは2016年度以降に「精神保健福祉援助演習Ⅰ」を単位修得している場合のみ、申請可能です。  
 (注5) 「精神保健福祉援助演習Ⅱ」は、2012年度以降に「精神保健福祉援助演習」「精神保健福祉援助実習指導」「精神保健福祉援助実習」を3科目とも単位修得している、若しくは、2016年度以降に「精神保健福祉援助演習Ⅰ」「精神保健福祉援助演習Ⅱ」「精神保健福祉援助実習指導Ⅰ」「精神保健福祉援助実習指導Ⅱ」「精神保健福祉援助実習」を5科目とも単位修得している場合のみ、申請可能です。  
 ※実習免除者は、「精神保健福祉援助演習」若しくは「精神保健福祉援助演習Ⅰ」「精神保健福祉援助演習Ⅱ」を2科目とも修得している場合のみ、申請可能です。  
 (注6) 「精神保健福祉援助実習指導Ⅰ」「精神保健福祉援助実習指導Ⅱ」「精神保健福祉援助実習」は、2012年度以降に「精神保健福祉援助実習指導」「精神保健福祉援助実習」を2科目とも単位修得している、若しくは2016年度以降に「精神保健福祉援助実習指導Ⅰ」「精神保健福祉援助実習指導Ⅱ」「精神保健福祉援助実習」を3科目とも単位修得している場合のみ、申請可能です。  
 ※「障害者スポーツ研究」(スクーリング科目)は個別認定の対象となりません。  
 凡例： 必 必修科目、 社 社会福祉士指定科目等、 精 精神保健福祉士指定科目等、 主 社会福祉主事指定科目、 障 初級障がい者スポーツ指導員指定科目

※大学記入欄

個別認定	包括認定	合計

3. 「学びの技法Ⅱ」の履修希望者で「学びの技法Ⅰ」の単位の個別認定を希望する方は□にチェック☑をつけてください。

□「学びの技法Ⅰ」の個別認定を希望する